

JASSO（（独）日本学生支援機構）海外留学支援制度 奨学金申請について

参加される派遣プログラムは、所定の要件を満たす場合に JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）の支給対象となります。※返済が不要な奨学金

希望者が多数の場合は、所得や成績などを考慮して支給者を決定します。**希望者全員に奨学金が支給されるものではありません**ので予めご了承ください。結果については、決定次第、個別にメールにてご連絡いたします。

また、参加するプログラムのために他の奨学金や助成金を受給する場合は併給が認められないことがあるので、注意する必要があります（本プログラムのポスターに記載されている大学からの補助、渡航費補助、学資ローン、貸与型の奨学金等は併給に含まれません）。

JASSO 奨学金（協定派遣）支給要件（一部抜粋・追記）

- 1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）。
- 2) 前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）である者。
※前年度の成績が提出できない学部 1 回生、修士 1 回生は原則、選考時の前学期分の成績から算出

<成績評価係数の算出方法について>

成績評価係数は、成績証明書・学業成績表等の該当年度の成績評価を『事務手続きの手引き』6 ページ記載の [成績評価係数の算出方法] にしたがって算出して下さい。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/short_term_h/_icsFiles/afiedfile/2019/02/06/2019_tebiki_haken.pdf

よくある間違い

⚠ 成績評価係数算出には科目数ではなく、単位数を用いて算出してください。

また、6 ページの 1~6 の評価パターンに当てはまらない京都大学の 6 段階評価の場合は、以下の成績評価パターン（パターン 7）に当てはめて算出して下さい。

6 段階評価 (パターン 7)	成績評価					
	A+	A	B	C	D	F
成績評価 ポイント	(100-96 点)	(95-86 点)	(84-75 点)	(74-65 点)	(64-60 点)	(59 点以下)
	3	3	2.5	1.5	1	0

- 3) 機構が実施する 2019 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者（を優先）。
学部生：家計支持者（父母など）の収入で判定する
大学院生：本人および配偶者の収入で判定する

※但し奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合、上記家計基準を超えていても追加書類により「経済的理由により自費のみでプログラム参加が困難」と認められた場合は支給対象となることがあります。

※第二種奨学金の家計基準の目安は、機構ウェブサイト公表しています。
「日本学生支援機構ウェブサイト（在学採用の奨学金の基準）」

- 4) 他団体から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体からの奨学金の支給月額がこの奨学金の支給月額を超えない者

◆JASSO 奨学金（協定派遣）を希望する方 ↓

本奨学金を希望する方は本用紙をよく読み、プログラム応募の提出書類【応募申請書（書式 1-1）】

p.3 「□JASSO 奨学金を希望します」の口枠にチェックを入れてください。※プログラム応募時には希望の有無のみお知らせください。申請については、プログラムの参加決定後にメールにてお知らせします。

（参考）

<申請には以下の書類が必要になります>

1. 住民票
2. 収入・所得に関する書類
3. 家計基準に係る家族状況確認票

<支給決定後の提出物>

振込口座情報・通帳コピー
在籍確認書(JASSO 様式) ※プログラム参加中

<プログラム終了後の提出物>

留学前・留学後報告書（JASSO 様式）
※帰国後 2 週間以内にエクセルデータを
メール添付で国際教育交流課へ提出。

【注意】

2019 年タイ・チュラロンコンサマースクール、ベトナム国家大学ハノイ校サマースクールのいずれかに参加し JASSO 奨学金（協定派遣）を受給された方は JASSO 海外留学支援制度の規定により、本年度のインドネシア大学スプリングスクールにおいて JASSO 奨学金（協定派遣）を受給することは出来ません。予めご了承ください。